

東京金融賞2023

**金融イノベーション部門  
応募事業者向け補足資料**

# はじめに

---

本資料は、日本の金融市場の動向を理解するための一助となるよう、日本の「出入金」「決済」「資産運用」「保険」「融資」「DX・インフラ」やその他金融サービス全般のテーマについて、関連する法令改正をはじめとした近年の主な動きを整理したものです。

東京金融賞(金融イノベーション部門)において、本資料に記載されている内容に即した応募を推奨する、あるいはそれらの応募を審査の際に特別に高く評価する趣旨ではありません。

# 目次

---

## 金融サービス全般

1. インパクト投資の拡大
2. 全銀システムの資金移動業者への開放
3. 金融機関の他業種への出資や業務範囲規制の緩和
4. 金融サービス仲介業の創設
5. 金融経済教育推進機構の設置

## 出入金

6. 銀行の送金手数料引き上げ
7. ことら（少額送金）サービスの開始

## 決済

8. CBDCの実証実験の開始
9. ステブルコイン発行開始の動き

## 資産運用

10. NISA(少額投資非課税制度(日本版ISA))の改正
11. 確定拠出年金に係る法改正
12. トラベルルールの適用開始
13. 投資事業有限責任組合（LPS）の海外投資の自由化

## 保険

14. 保険会社によるメタバース参入

## 融資

15. 経営者保証不要拡大の動き
16. 動産担保融資に関する法整備の動き

## DX・インフラ

17. 日本証券取引所でカーボン・クレジット市場がオープン予定

# 金融サービス全般 1.インパクト投資の拡大

- ▶ 収益性と社会・環境的インパクト双方の実現を目指すインパクト投資が拡大している

## 概要

### ▶ インパクト投資とは

- ▶ 定義：「財務的リターンと並行して、ポジティブで測定可能な社会的及び環境的インパクトを同時に生み出すことを意図する投資行動」\*1
- ▶ インパクト投資を構成する4要素

| 要素         | 内容                                                   |
|------------|------------------------------------------------------|
| 意図         | 投資主体が、投資活動を通じてポジティブなインパクトの創出を目指しているかどうか              |
| 財務的リターン    | インパクトのみならず、財務的なリターンの獲得を目指しているか                       |
| 広範なアセットクラス | 特定のアセットへの投資に限定されていないかどうか                             |
| インパクト測定    | 投資主体が、投資活動の結果生じる社会的・環境的变化等を把握し、価値判断を加える活動を実施するものかどうか |

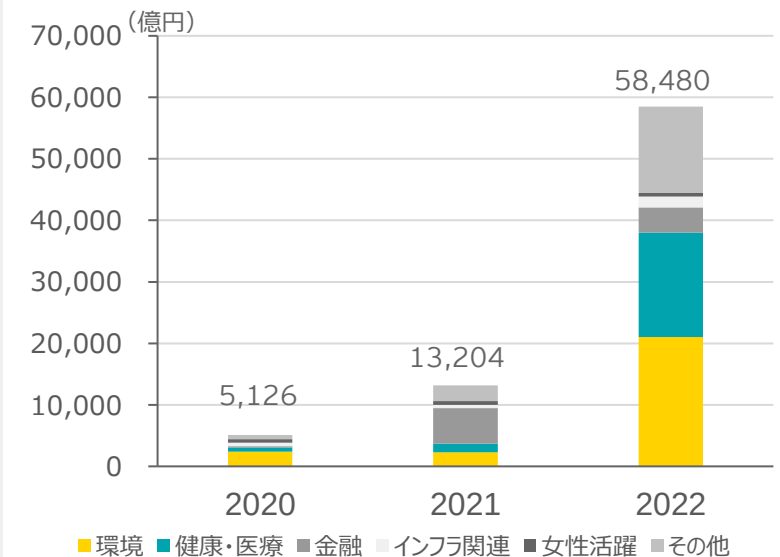
### ▶ 拡大の動き

- ▶ 金融庁が2022年10月に「インパクト投資等に関する検討会」を設置\*2
- ▶ 2023年の政府骨太方針に、「インパクト投資の促進」が盛り込まれる\*3

## 背景

- ▶ ESG投資では、個別の投資が、どの程度課題解決に資する技術実装やビジネスモデルの変革等につながっているか明確に確認しづらいという課題があり、より個別・明確な投資へのニーズが高まっている。金融庁の検討会では、インパクト投資は、特定の事業に特化し事業成長を図るスタートアップへの支援と親和性が高く、イノベーション創出の可能性が期待されると報告されている\*2

### 日本におけるインパクト投資残高の推移（推計値）\*1



（注）

\*GSG国内諮問委員会が、機関投資家や金融機関等に対して実施したアンケート回答に基づき集計した数値（アンケート回答組織の直前期末時点の数値）であり、実際値ではない

\*アンケート対象組織：機関投資家、金融機関

\*アンケート回答数：75件（2020）、77件（2021）、46件（2022）

\*西暦は、同委員会によるアンケート結果の報告書の発行年度を指す

- ▶ 同委員会の調査によると、インパクト投資に興味を持つ層は、環境問題や医療への関心が高く、このような傾向によるインパクト投資の拡大が推測される

出典

\*1 GSG国内諮問委員会、日本におけるインパクト投資の現状と課題（2020-2022）、<https://www.siif.or.jp/publication/>

\*2 金融庁、インパクト投資等に関する検討会報告書、<https://www.fsa.go.jp/singi/impact/siryoyou/20230529/01.pdf>

\*3 内閣府、経済財政運営と改革の基本方針 2023（仮称）（原案）、[https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2023/0607/shiryo\\_01.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2023/0607/shiryo_01.pdf)

# 金融サービス全般 2.全銀システムの資金移動業者への開放

- ▶ 全国銀行協会は、2022年10月7日に全銀システムへの参加資格を資金移動業者に拡大した

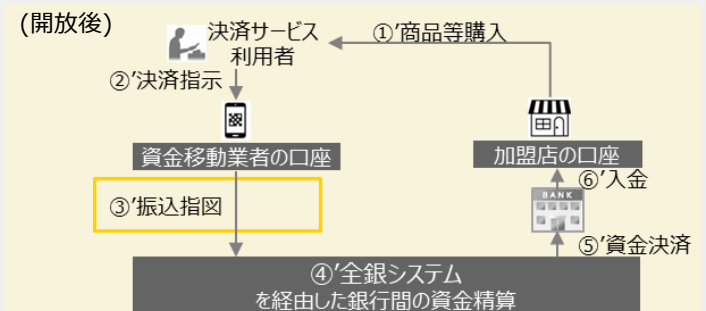
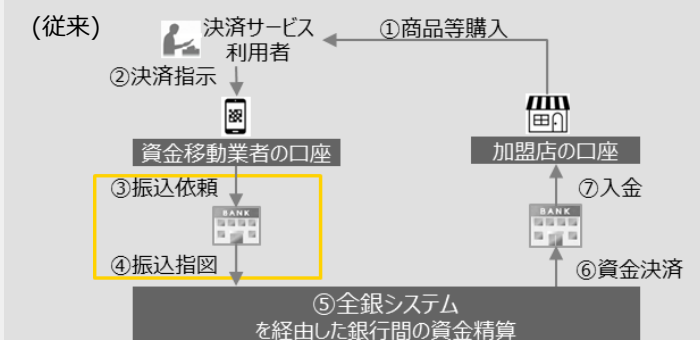
## 概要

- ▶ 全国銀行協会は、2022年10月7日に、全銀システム（異なる金融機関間の振込を中継する資金決済システム）を、スマートフォンを使った送金サービスを手掛ける資金移動業者に開放<sup>\*1</sup>
- ▶ 資金移動業者は、決済サービス利用者の購入代金を加盟店の口座に送金する場合、
  - 従来：銀行に振込指図を依頼する為の手数料を払う必要があった(③④)
  - 開放後：銀行を経由せずとも全銀システムに振込指図が可能となった(③')
- ▶ 全銀システムの特徴
  - 1,000を超える国内におけるほぼ全ての預金取扱金融機関が参加しているネットワーク性を有する
  - 1973年の稼働開始以来、運用時間中にオンライン取引を停止したことがない高い安全性・信頼性を有する

## 背景

- ▶ 従来、預金を取り扱う金融機関のみに、全銀システムへの参加を限定していた
- ▶ 2020年、公正取引委員会が、システムの閉鎖性を指摘

### 資金移動業者から加盟店への送金フロー<sup>\*2</sup>



出典

<sup>\*1</sup> 全国銀行資金決済ネットワーク、全銀システム参加資格拡大の実現について、[https://www.zengin-net.jp/announcement/pdf/announcement\\_20221007.pdf](https://www.zengin-net.jp/announcement/pdf/announcement_20221007.pdf)

<sup>\*2</sup> 公正取引委員会、QRコード等を用いたキャッシュレス決済に関する実態調査報告書、[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/apr/chouseika/200421\\_houkokusyo\\_2.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/apr/chouseika/200421_houkokusyo_2.pdf)

# 金融サービス全般 3.金融機関の他業種への出資や業務範囲規制の緩和

- ▶ 保険業法の改正により、保険会社による他業種への出資規制が緩和された
- ▶ 銀行法の改正により、銀行による他業種への出資規制及び業務範囲規制が緩和された

## 概要

- ▶ 2020年4月の改正保険業法の施行により、保険会社から、保険業に関連するIT企業等に対して、最大で議決権100%出資が可能となった<sup>\*1</sup>
- ▶ 2021年5月の改正銀行法の成立により、銀行から、投資専門会社を通じたベンチャービジネス会社、事業再生会社、事業承継会社、地域活性化事業者等への出資規制が緩和され、銀行から地域活性化事業者に対しては、最大で議決権100%出資が可能となった。また、業務規制範囲が見直され、銀行がアプリやシステムの販売や登録型人材派遣、コンサル・マッチング業務を提供することが可能となった<sup>\*2</sup>

## 背景

- ▶ 生産年齢人口の減少および資金需要の減少、異業種の金融業界への参入などにより、銀行の経営環境は厳しい状況が続いており、収益源の多様化が求められている
- ▶ 2019年、2020年の金融庁金融審議会において、情報の利活用の社会的な進展を踏まえ、伝統的な金融機関の業務範囲規制のあり方について見直しを行うことが適当と発表。銀行・銀行グループによる出資を通じ、様々な業態における新たな事業分野の開拓を幅広く支援する観点から、ベンチャービジネス会社に係る要件を緩和することが考えられると報告<sup>\*3\*4</sup>

### 業務範囲規制の見直し<sup>\*5</sup>

|                  | 銀行本体 | 銀行業高度化等会社 | 従属業務会社 |
|------------------|------|-----------|--------|
| アプリやシステムの販売      | ◎    | ◎         | ×      |
| データ分析・マーケティング・広告 | ◎    | ◎         | ×      |
| 人材派遣             | ◎    | ◎         | ×      |
| コンサル・マッチング       | ◎    | -         | -      |
| フィンテック           | -    | ○         | -      |
| 地域商社             | -    | ○         | -      |
| ATM保守点検          | -    | ◎         | ×      |
| 印刷・製本            | -    | -         | ○      |
| 自動車運行・保守点検       | -    | -         | ○      |

#### 凡例

- ◎：改正により提供可能になったもの
- ：従来から提供可能だったもの
- ×：改正により提供不可になったもの

#### 出典

<sup>\*1</sup> 金融庁、第198回国会における金融庁関連法律案、<https://www.fsa.go.jp/common/diet/198/index.html>

<sup>\*2</sup> 金融庁、第204回国会における金融庁関連法律案、<https://www.fsa.go.jp/common/diet/204/index.html>

<sup>\*3</sup> 金融庁、金融審議会「金融制度スタディ・グループ」金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告の概要、[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20190116/gaiyou.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20190116/gaiyou.pdf)

<sup>\*4</sup> 金融庁、金融審議会 銀行制度等ワーキング・グループの報告書の公表について、[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20201222.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20201222.html)

<sup>\*5</sup> 金融庁、「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案」説明資料、<https://www.fsa.go.jp/common/diet/204/01/setsume.pdf>

# 金融サービス全般 4.金融サービス仲介業の創設

- ▶ 2020年6月、複数業種（銀行・証券・保険）のサービスをワンストップで提供可能とする仲介業者の創設に関連する法改正\*1が成立、2021年11月に施行された（2023年6月時点の登録業者は、7社\*2）

概要

- ▶ 「金融サービス仲介業」の創設  
1つの登録（資格）により「複数業種かつ多数の金融機関が提供する多種多様な商品・サービスをワンストップで提供する仲介業者を指す
- ▶ 金融サービス仲介業が提供可能と見込まれる商品・サービス

|      | 銀行         | 証券          | 保険        |
|------|------------|-------------|-----------|
| 取扱可能 | 普通預金、住宅ローン | 国債、上場株、投資信託 | 傷害、旅行、ゴルフ |
| 取扱不可 | 仕組預金       | 非上場株、デリバティブ | 変額、外貨建    |

- ▶ 取組事例：SCSKサービスウェア（BPO事業者）\*3
  - ▶ 金融サービス仲介業の登録により、住信SBIネット銀行からの受託を受け、従来分離していた住宅ローンの電話対応業務とバックオフィス業務をワンストップで提供するサービスを開始。リードタイムの短縮や成約率向上が期待できる

背景

- ▶ 業態ごとにライセンスを取得する必要があったため、銀行・証券・保険すべてのサービスをワンストップで利用者に提供する仲介業者は限定的だった（2020年3月時点で5社）
- ▶ 金融サービス利用者が様々な金融サービスの中から自身により適したものを選択し難く、利便性は不足

従来の仲介業と法改正後の仲介業

→ 利用者からのアプローチ    — 所属関係    <-> パートナ関係

①従来の仲介業

銀行

証券会社

保険会社

銀行代理業

金融商品仲介業

保険募集人

金融サービス利用者

②法改正後の仲介業

銀行

証券会社

保険会社

金融サービス仲介業

銀行代理業

金融商品仲介業

保険募集人

金融サービス利用者

出典  
\*1 金融庁、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律、<https://www.fsa.go.jp/common/diet/201/index.html>  
\*2 金融庁、金融サービス仲介業者登録一覧、[https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/01\\_1kinsa.pdf](https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/01_1kinsa.pdf)  
\*3 SCSKサービスウェア、住信SBIネット銀行様の住宅ローン審査業務を受託、提供開始、<https://www.scskservice.co.jp/news/606/detail.html>

# 金融サービス全般 5.金融経済教育推進機構の設置

- ▶ 金融庁は2024年に金融経済教育推進機構（仮称）を設置することを発表した

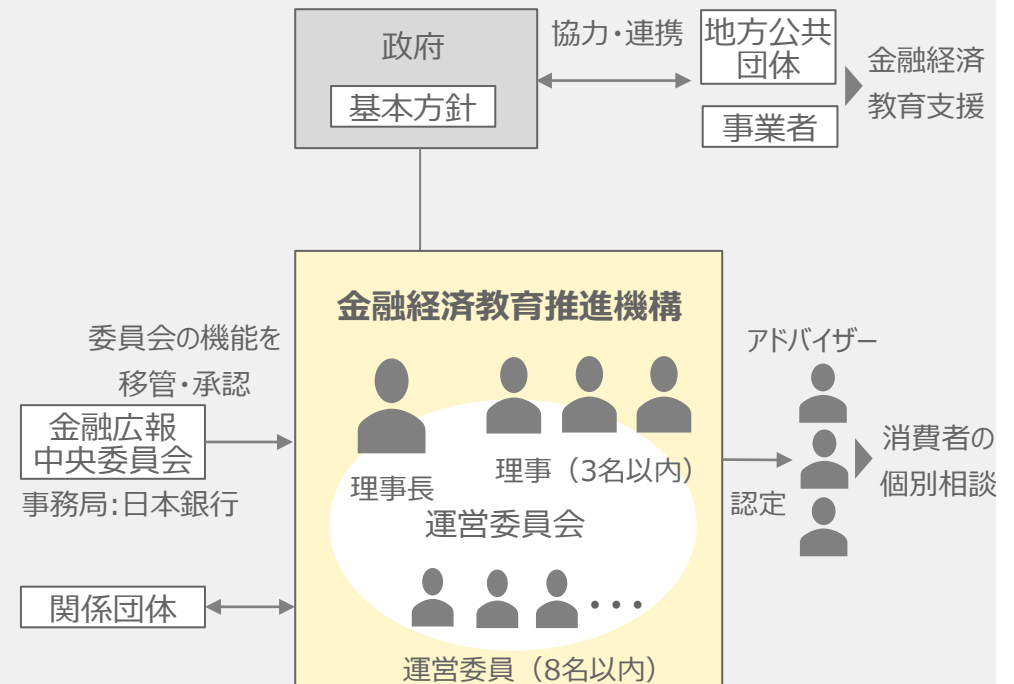
## 概要

- ▶ 金融庁は、国民の金融リテラシーを向上させるために2024年に金融経済教育推進機構（仮称）を設置\*1することを発表した
- ▶ 政府が策定した基本方針のもと、資産形成支援のための国と地方公共団体・事業者の協力、連携を図る
- ▶ 機構の業務
  - ・ 金融経済教育の教材やコンテンツの作成（家計管理や生活設計、適切な金融商品の選択・資産形成等）
  - ・ 学校や企業への講座の提供
  - ・ 個人への相談支援
  - ・ 資産形成等に関する相談や助言を気軽に受けることができる環境の整備

## 背景

- ▶ 安定的な資産形成の重要性を理解していない消費者が多い一方、投資や金融に関する知識の需要は高いため、官民一体となって金融経済教育を充実させることが求められる\*2
- ▶ 消費者は金融や投資に関する知識が不足しているうえ、投資詐欺などのトラブルが多数発生しているため、中立的で信頼できるアドバイスを消費者に提供することが求められている

### 金融経済教育推進における仕組み



出典

\*1 金融庁、金融商品取引法等の一部を改正する法律案 説明資料、<https://www.fsa.go.jp/common/diet/211/01/setsume.pdf>

\*2 金融庁、第5回金融審議会顧客本位タスクフォース 参考資料、[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/kokyakuhoni\\_tf/siryoku/20221206/02.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/kokyakuhoni_tf/siryoku/20221206/02.pdf)



# 

</

# 出入金 7.こトラ（少額送金）サービスの開始

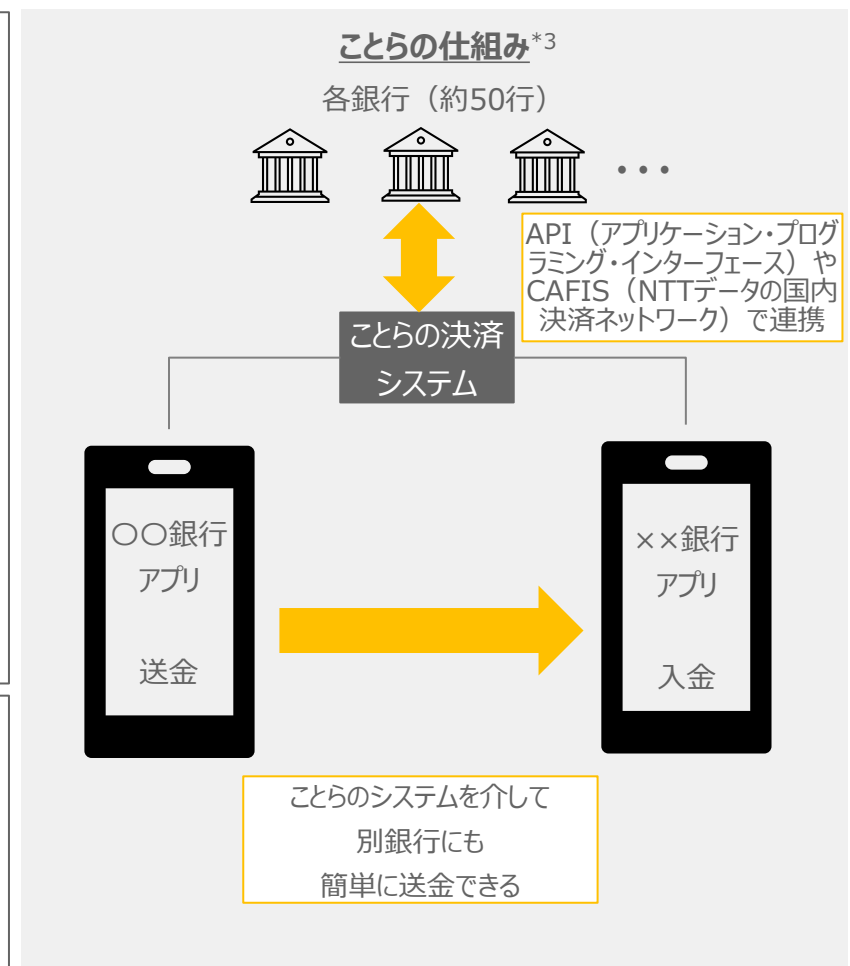
- ▶ 2022年10月から、大手銀行の主導の元、オンライン少額送金サービスである「こトラ」が始動した

## 概要

- ▶ 2022年10月から、大手銀行（三菱UFJ、三井住友、みずほ、りそな）の主導の元、個人向け送金サービスである「こトラ」をが始まった
- ▶ 現在、全国約50行の大手銀行や地方銀行で利用が可能であり、加盟している銀行の個人名義の口座であれば異なる銀行間でも送金できるという大規模なサービスである
- ▶ 送金をオンラインでより簡単に、かつ安い価格で行うことができる<sup>\*1</sup>
  - 口座情報を送金先の相手に伝える必要がなく、携帯番号だけで送金することができる
  - 送金手数料が無料、もしくは従来の銀行振込より安い
  - こトラ送金に対応しているアプリであれば、どのアプリからでも送金できる
- ▶ サービスの利用シーンは以下のようなものを想定している
  - 別口座へ振替するとき
  - 友人等と割り勘をするとき
  - 買い物での支払いをするとき

## 背景

- ▶ サービスのリリースにあたって、従来のサービスと比べて送金をするにあたってのアプリ上での操作・管理方法を簡素化した
- ▶ 銀行は、コストの負担が大きかった現金管理の経費を削減できるとしている<sup>\*2</sup>
- ▶ 顧客は、自行・他行に限らず別口座への送金手数料を大幅に削減できる



出典

<sup>\*1</sup> 株式会社こトラ、COTRA webサイトトップページ、<https://www.cotra.ne.jp/p2psservice/>

<sup>\*2</sup> NHK、こトラ送金とは？スマホ使った個人向けの送金サービス開始、<https://www.nhk.or.jp/shutoken/newsup/20221012b.html>

<sup>\*3</sup> 日本経済新聞、小口決済インフラ「こトラ」が10月始動、問われる銀行業界の足並み、<https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/00001/07146/>

# 決済 8.CBDCの実証実験の開始

- ▶ 日本銀行は、2023年4月に中央銀行デジタル通貨（以下、CBDC）の実証実験（パイロット実験）を開始した\*1

## 概要

- ▶ 日本銀行では、段階的に実証実験を推進
- ▶ 日本においては、個人や企業を含む幅広い主体の利用を想定した「一般利用型CBDC（間接型）」※の研究・開発に取り組む方針
- ▶ 一般利用型CBDCを導入する場合に期待される役割
  - ① 現金と並ぶ決済手段として導入  
⇒仮に将来、現金の流通が大きく減少する事態が生じた場合に、安定した価値尺度を提供し続ける
  - ② 民間決済サービスのサポート  
⇒銀行と様々な決済事業者の橋渡し役になることで、民間のデジタルマネーを相互に交換することが容易となる
  - ③ デジタル社会にふさわしい決済システムの構築  
⇒民間事業者の創意工夫により様々なサービスをCBDCに上乗せして提供することに寄与

## 背景

- ▶ 様々な領域におけるデジタル化の広がりを背景に、国内外でCBDC発行の議論が高まっている
- ▶ 技術革新のスピードを踏まえると、CBDCへの社会的ニーズが急激に高まる可能性がある
- ▶ 決済システム全体の安定性と効率性を確保する観点から、今後の様々な環境変化に的確に対応できるよう、準備の必要性が高まる

## 実証実験の流れ\*2

### 概念実証 フェーズ1

実験環境を構築し、決済手段としてのCBDCの中核をなす、発行、流通、還収の基本機能に関する検証を行う。  
（2021年4月～2022年3月）

### 概念実証 フェーズ2

フェーズ1で構築した実験環境にCBDCの周辺機能を付加して、その実現可能性などを検証する。  
（2022年4月～2023年3月）

### パイロット 実験

実験用システムを構築し、概念実証では検証しきれない技術的な実現可能性の検証を行う。また、技術面・運用面の検証に有用な民間事業者の技術や知見を活用する。  
（2023年4月～）

## 出典

\*1 日本銀行、中央銀行デジタル通貨に関する実証実験について、<https://www.boj.or.jp/paym/digital/dig230217b.pdf>

\*2 日本銀行、中央銀行デジタル通貨に関する日本銀行の取り組み方針、<https://www.boj.or.jp/paym/digital/rel201009e.htm>

※ 「一般利用型CBDC（間接型）」はCBDCの形態の1つであり、中央銀行が民間事業者等の仲介機関を経由して、個人や民間企業を含む幅広い利用者が利用できるCBDCを間接的に発行・流通させる形態を指す。もう1つのCBDCの形態である「ホールセール型CBDC」は、金融機関間の大口の資金決済に利用することを主な目的として、中央銀行から一部の取引先に提供される

# 決済 9.ステーブルコイン発行開始の動き

- ▶ 2023年6月施行の資金決済法改正により、日本においても規制のもとでステーブルコイン発行が可能になった

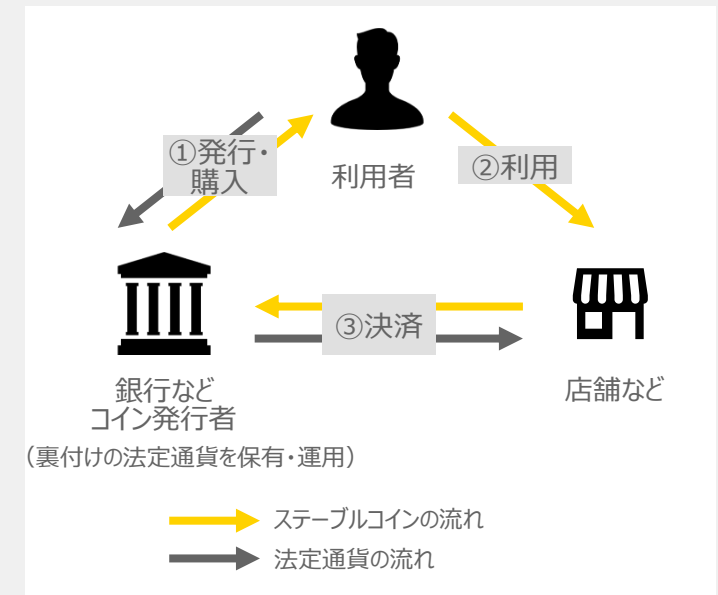
## 概要

- ▶ 法定通貨担保型のステーブルコインについて、改正資金決済法にて電子決済手段として定義されたため、発行が可能になった
- ▶ 法定通貨担保型のステーブルコインとは、法定通貨を担保とし法定通貨にペッグされることで価値を一定に保つよう設計された電子決済手段である
- ▶ 同法では、発行者は銀行、信託会社、資金移動業者に限られ、事業者には登録が必要。また、海外で発行されたステーブルコインについては、国内の流通業者に資産保全を義務づける<sup>\*1</sup>
- ▶ ステーブルコインのメリットとして、送金手数料の低減、決済時間の短縮が挙げられる
- ▶ 金融機関による発行の動き
  - ▶ 三菱UFJ信託銀行：異なるブロックチェーン間で発行されたステーブルコインの交換を可能とする交換基盤を整備予定<sup>\*2</sup>
  - ▶ 北國銀行：地域のキャッシュレス化を目的とした、地域通貨を発行予定<sup>\*3</sup>

## 背景

- ▶ 海外での発行・流通の増加の中、2022年5月に、ステーブルコイン「テラ」が暴落したことをきっかけに、ステーブルコインへの規制強化の動きが高まった

## ステーブルコインの仕組み（法定通貨担保型）<sup>\*4</sup>



## 出典

<sup>\*1</sup> 日本経済新聞、ステーブルコイン、日本でも発行可能に 何が変わる？、<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUB019UW0R00C23A6000000/>

<sup>\*2</sup> 日本経済新聞、三菱UFJ信託銀行など3社、ステーブルコインの決済網構築、<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUB227BE0S3A320C2000000/>

<sup>\*3</sup> 北國銀行、石川県珠洲市でのブロックチェーンを活用したデジタル地域通貨の流通開始について、<https://www.hokkokuibank.co.jp/other/news/2023/pdf/20230427.pdf>

<sup>\*4</sup> 日本経済新聞、ステーブルコインとは 価格の安定性、4類型で実現、<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUB013IQ0R00C23A3000000/>

# 資産運用 10.確定拠出年金に係る法改正

- ▶ 2020年6月、確定拠出年金(個人・法人)の対象年齢の拡大と加入要件が緩和された

## 概要

- ▶ 対象者が任意で加入できる私的年金制度の一種で、加入者本人が年金資金の運用・管理を実施し、将来の給付額は運用実績(収益)により決まる年金制度<sup>\*1</sup>
- ▶ 個人型 (iDeCo)
  - ▶ 個人が掛け金の拠出及び資産運用を指示
  - ▶ 拠出限度額 月額12,000～68,000円
- ▶ 企業型
  - ▶ 事業主が掛け金を拠出し、各従業員が加入者として自分の責任で資産運用を指示
  - ▶ 拠出限度額 月額55,000円

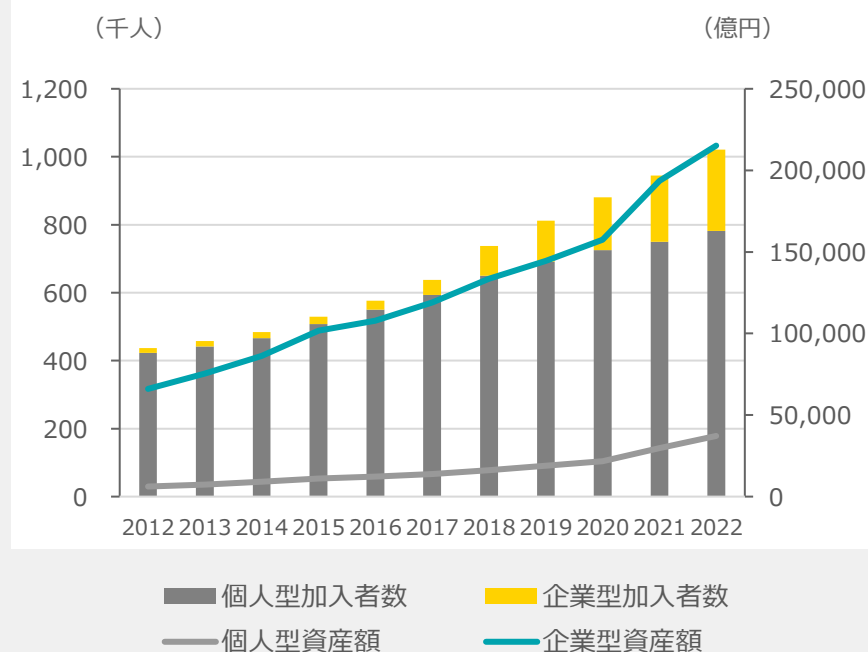
### ▶ 改正の概要<sup>\*2</sup>

| 制度                     | 従来                | 改正後                |
|------------------------|-------------------|--------------------|
| 企業型DC<br>加入年齢          | 65歳未満             | 70歳未満              |
| 個人型DC (iDeCo)<br>加入年齢  | 60歳未満             | 65歳未満              |
| 中小企業向け制度加入の<br>従業員規模   | 100人以下            | 300人以下             |
| 企業型DC加入者の<br>iDeCo加入要件 | 規約の定めあり           | 規約の定めなし            |
|                        | 事業主掛金の上限<br>引き下げ要 | 事業主掛金の上限<br>引き下げ不要 |

## 背景

- ▶ 就労期間の長期化、多様化を踏まえ、長期化する高齢期の経済基盤の充実を目指す

確定拠出年金の加入者数および資産額の推移<sup>\*3</sup>



出典

<sup>\*1</sup> 厚生労働省、確定拠出年金制度の概要、<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/gaiyou.html>

<sup>\*2</sup> 厚生労働省、2020年の制度改正、<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/2020kaisei.html#20221001>

<sup>\*3</sup> 企業年金連合会、確定拠出年金統計資料（2022年3月末）、[https://www.pfa.or.jp/activity/tokei/files/dc\\_toukei\\_2022.pdf](https://www.pfa.or.jp/activity/tokei/files/dc_toukei_2022.pdf)

# 資産運用 11.NISA(少額投資非課税制度(日本版ISA))の改正

- ▶ 個人投資家のための税制優遇制度であるNISAは、家計による継続的な投資を促進するために、2024年1月から抜本的拡充・恒久化されることが決定している

概要

▶ NISAは2014年1月にスタートした少額投資のための非課税制度である

▶ 通常、金融商品に投資をした場合、売却益や配当に対して約20%の税金がかかるが、「NISA口座（非課税口座）」内で、毎年一定金額の範囲内で購入したこれらの金融商品から得られる利益が非課税になる\*1

▶ 2024年1月から適用される新NISAは、現行制度より簡素で使い勝手の良い制度となる\*2

• 口座開設期間・非課税保有期間の無期限化により幅広い年齢層が長期的に投資を行うことが促進される

• 年間投資枠・非課税保有限度額の拡大により、より高額な投資が可能となる

• 投資対象商品を一部制限することにより、顧客が安定的に資産形成を行うことが可能となる

背景

▶ 新NISAは「資産所得倍増プラン」の柱の1つであり、今回の抜本的改革により家計金融資産を貯蓄から投資へ回し、企業の成長と資産所得の好循環を生み出すことが狙いとされている

新たなNISA制度

|          | つみたて投資枠                                                | 成長投資枠                            |
|----------|--------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 利用できる方   | 18歳以上                                                  |                                  |
| 口座開設期間   | 恒久化                                                    |                                  |
| 非課税保有期間  | 無期限化                                                   |                                  |
| 非課税保有限度額 | 1800万円<br>※簿価残高方式で管理（枠の再利用が可能）                         | 1200万円（内数）                       |
|          |                                                        |                                  |
| 年間投資枠    | 120万円                                                  | 240万円                            |
| 投資対象商品   | 長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託                                  | 上場株式・投資信託等（安定的な資産形成のために一部の商品を除外） |
| 現行制度との関係 | 2023年末までに現行のNISA制度において投資した商品は新制度の外枠で現行制度における非課税措置を適用する |                                  |

※投資枠が購入したときの買値で計算される

出典  
\*1 金融庁、NISAとは？、<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/index.html>  
\*2 金融庁、「新しい NISA 制度」が国民の資産形成を強力に後押し、<https://www.fsa.go.jp/frtc/kikou/2022/20230207.pdf>



# 資産運用 12.トラベルルールの適用開始

▶ 2023年6月から、暗号資産の送付時に、送付人・受取人情報の通知義務を課すトラベルルールの適用が開始された

概要

- 取引経路の追跡のため、暗号資産・電子決済手段の移転時に、送付人・受取人の情報を通知する義務を暗号資産交換業者・電子決済手段等取引業者（VASP）に課すトラベルルールが、2023年6月から適用開始された
- ルールの適用対象<sup>\*1</sup>

| 移転対象 | 国内VASPへの移転 | 国外VASPへの移転   |              | 個人・無登録業者への移転 |
|------|------------|--------------|--------------|--------------|
|      |            | 日本への通知規制がある国 | 日本への通知規制がない国 |              |
| 適用有無 | ○          | ○            | ×            | ×            |

背景

- 2019年、FATF基準が改訂され、トラベルルールの導入を各国に求めており、2021年のFATF対日相互審査においては日本は重点フォローアップ国と位置づけられた<sup>\*2</sup>
- 2020年の改正資金決済法及びのFATF勧告対応法への対応として、関連する法令が整備された<sup>\*3</sup>

通知内容<sup>\*1</sup>

送付元VASP

送付人口座（ウォレット）

送付人・受取人  
情報の通知

送付先VASP

受取人口座（ウォレット）

暗号資産・  
電子決済手段の  
移転

|           | 個人                                                             | 法人                                                                            |
|-----------|----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 送付人<br>情報 | ① 氏名<br>② 住居 or 顧客識別番号等<br>③ ブロックチェーンアドレス or<br>当該アドレスを特定できる番号 | ① 名称<br>② 本店又は主たる事務所の所在地<br>or 顧客識別番号等<br>③ ブロックチェーンアドレス or<br>当該アドレスを特定できる番号 |
| 受取人<br>情報 | ④ 氏名<br>⑤ ブロックチェーンアドレス or<br>当該アドレスを特定できる番号                    | ④ 名称<br>⑤ ブロックチェーンアドレス or<br>当該アドレスを特定できる番号                                   |

出典  
<sup>\*1</sup> 金融庁、暗号資産・電子決済手段の移転に係る通知義務（トラベルルール）、<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230203-2/00.pdf>  
<sup>\*2</sup> 財務省、FATF第4次対日審査結果と外為法における対応、[https://www.mof.go.jp/about\\_mof/councils/customs\\_foreign\\_exchange/sub-foreign\\_exchange/proceedings/material/gai20211116\\_4.pdf](https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-foreign_exchange/proceedings/material/gai20211116_4.pdf)  
<sup>\*3</sup> 金融庁、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案等の公表について、<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230203-2/20230203-2.html>

# 資産運用 13.投資事業有限責任組合（LPS）の海外投資の自由化

- ▶ 産業競争力強化法改正により、投資事業有限責任組合（LPS）の海外投資の比率規制の除外特例が制定された。さらに2023年政府公表の骨太方針には、この比率規制の撤廃が目指されている

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 2021年7月、産業競争力強化法改正<sup>*1</sup>により、投資事業有限責任組合（LPS）の海外投資比率規制の除外特例が設けられた。LPSは、原則50%以上の海外資本が認められていないが、この特例申請を行えば海外投資比率規制が免除される</li><li>▶ 加えて、2023年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2023<sup>*2</sup>」には、さらにこの規制の撤廃が目指されている上記に加え、海外投資比率規制撤廃の他、国内投資運用業者が伝統的に用いている株価の評価方法である取得価額評価から、グローバルスタンダードの公正価値評価（時価評価）への転換（会計制度含む）が図られている</li><li>▶ これらの法改正・政策により、LPSによる海外企業への投資活動がより活発になり、海外企業にとっては、東京における資金調達の機会がさらに増加すると見込まれる</li></ul>                                 | <p>産業競争力強化法改正前<br/>（～2021年6月）</p> <p>投資比率は出資総額の50%まで</p> <p>LPS → 海外企業</p>                                                                                                                                                     |
| 背景 | <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 産業競争力強化法は、日本経済を再興すべく、国内産業を中長期にわたる低迷から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるため、日本経済の3つの歪み、すなわち「過剰規制」、「過小投資」、「過当競争」を是正し、国内産業の競争力を強化するためのキードライバーとしての役割を果たすものとして、2013年12月に成立した<ul style="list-style-type: none"><li>• 具体的には、新たな事業活動の創造につながる規制改革を推進するための措置、ベンチャー投資や事業再編の円滑化等の産業の新陳代謝を活性化させるための措置、地域中小企業の創業・事業再生の支援のための措置等を講じた</li><li>• 2021年7月、短期及び中長期の経済社会情勢の変化（新型コロナウイルスの影響や人口減少等）に適切に対応する「新たな日常」に向けた取組を先取りし、長期視点に立った企業の変革を後押しするため、令和3年に産業競争力強化法の改正を行った</li></ul></li></ul> | <p>産業競争力強化法改正後<br/>（2021年7月～）</p> <p>投資比率は出資総額の50%まで（原則）</p> <p>LPS → 海外企業</p> <p>例外申請 ↓ 承認 ↑</p> <p>経済産業省大臣</p> <p>投資比率規制免除（特例）</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針 2023 閣議決定後<br/>（2023年6月～）</p> <p>投資比率規制撤廃予定（時期未定）</p> <p>LPS → 海外企業</p> |

出典

<sup>\*1</sup> 経済産業省、産業競争力強化法の変遷、[https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku\\_kyoka/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/index.html)

<sup>\*2</sup> 首相官邸、経済財政運営と改革の基本方針 2023（本文）、[https://www5.cao.go.jp/keizaishimon/kaigi/cabinet/honebuto/2023/2023\\_basicpolicies\\_ja.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizaishimon/kaigi/cabinet/honebuto/2023/2023_basicpolicies_ja.pdf)



# 保険 14.保険会社によるメタバース参入

- ▶ 2022～2023年にかけて、大手保険会社がメタバース事業に参入する動きを活発化させている

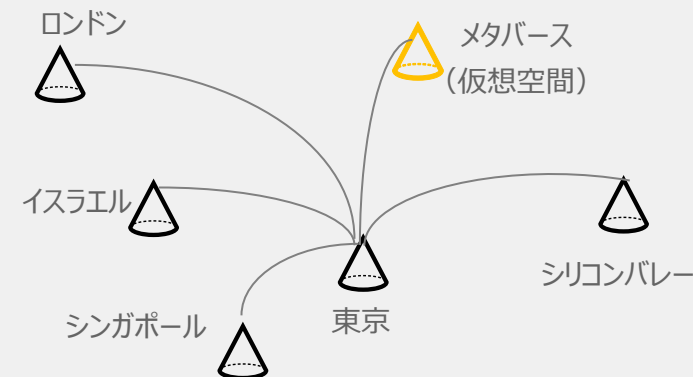
## 概要

- ▶ 2022年5月、三井住友海上火災保険株式会社がメタバースプロジェクトの始動を発表した\*1
  - ・メタバース上の新ビジネス創出拠点「GDHメタ」を開設して社内外の交流や新規事業の創出につなげる
  - ・メタバースが社会にもたらす変化を分析してステークホルダにおけるリスクの特定や損失を補償する商品・サービスを開発する
- ▶ 2023年2月、東京海上日動火災保険株式会社がXR（仮想現実等を作り出す先端技術）事業を展開するNTTコノキューとの業務提携を締結した\*2
  - ・社会課題解決への貢献に向けて、自然災害や事故への対応につながるコンテンツを開発・提供する
  - ・メタバース空間において発生しうるリスクを研究し、専用の保険を開発・提供する
- ▶ アフラック生命保険はメタバースを活用したサービスを開発中である\*3
  - ・メタバースにより新たな顧客接点を創出する
  - ・メタバースとデジタルツインで保険管理業務を高度化する

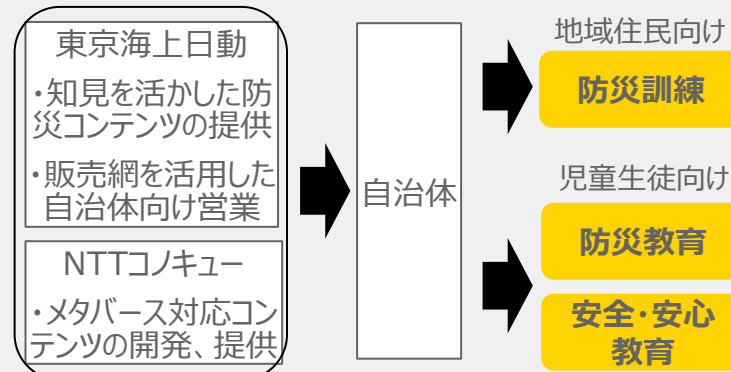
## 背景

- ▶ 三井住友海上は、コロナ禍を契機として、メタバース上での経済活動は活発化し、広く社会に普及していくと推測している
- ▶ 保険会社のビジネスチャンス
  - ▶ メタバースの活用により新たな顧客接点や顧客体験の創出・提供をすることができる
  - ▶ メタバースの活用により社会課題への解決につながる事業を展開することが求められている

### 三井住友海上のGDH



### 東京海上日動のメタバース専用コンテンツ提供イメージ



出典

\*1 三井住友海上、「メタバースプロジェクト」始動 [https://www.ms-ins.com/news/fy2022/pdf/0512\\_1.pdf](https://www.ms-ins.com/news/fy2022/pdf/0512_1.pdf)

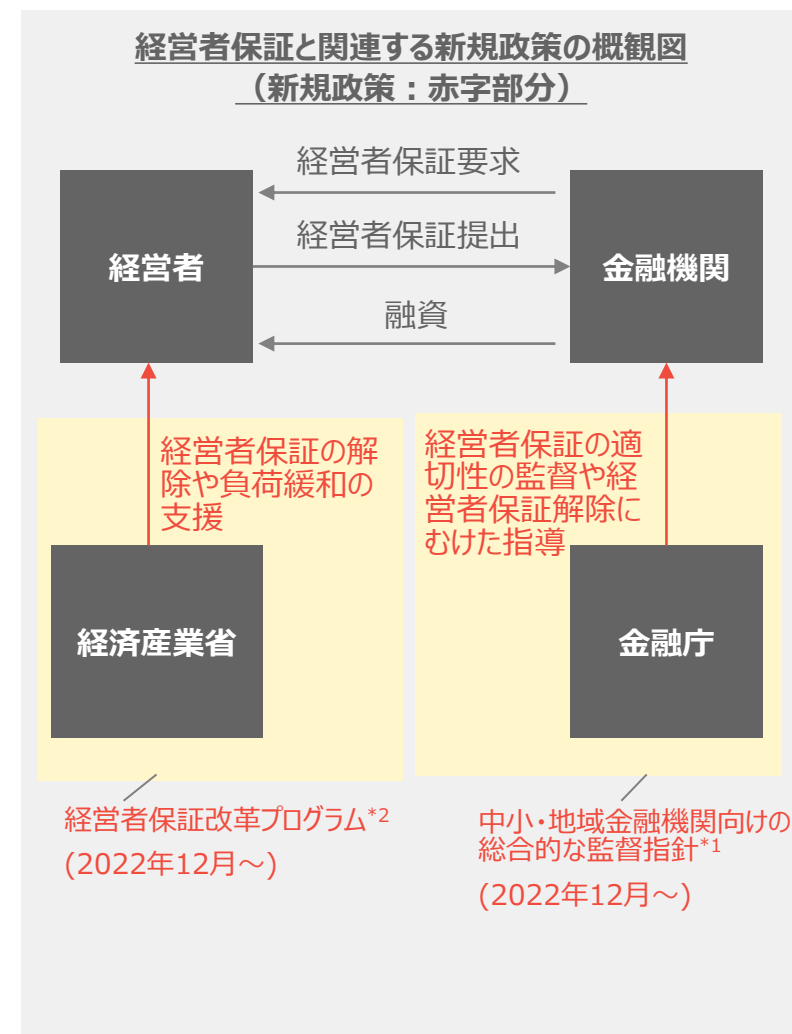
\*2 東京海上日動、NTT コノキューと東京海上日動 メタバースの安心・安全な活用と社会課題解決への貢献をめざした戦略的包括業務提携を締結 [https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/release/pdf/230227\\_01.pdf](https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/release/pdf/230227_01.pdf)

\*3 日本経済新聞、AIからVRまで、アフラック生命が一挙投入するデジタルサービスの実力 <https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/00001/06817/>

# 融資 15.経営者保証不要拡大の動き

- ▶ 金融庁、経済産業省の政策をはじめとして、融資の担保として求められる経営者保証を不要とする動きが拡大している

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 2022年12月、金融庁より「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針<sup>*1</sup>」が発表された<ul style="list-style-type: none"><li>・ 金融機関に向けたこの監督指針では、経営者保証を求める際には、経営者にその理由を具体的に説明するなど、経営者保証による融資の抑制が目指されている</li></ul></li><li>▶ 同年同月、経済産業省より「経営者保証改革プログラム<sup>*2</sup>」が策定された<ul style="list-style-type: none"><li>・ 経営者に向けたこの改革プログラムでは、経営者保証を徴求しない新しい信用保証制度の創設、経営者保証専用相談窓口の設置など、監督指針と同じく経営者保証による融資の抑制が目標されている</li></ul></li><li>▶ これにより、主に中小・スタートアップ企業における経営者による思い切った事業展開や創業を志す者の起業への取組み、経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生の促進が図られる</li></ul> |
| 背景 | <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 経営者個人が会社の連帯保証人となることを求める経営者保証は、中小企業の経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や創業を志す者の起業への取組み、経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生の阻害要因となっているなど、企業の活力を阻害する面もある</li><li>▶ 2013年12月、こうした状況に鑑み、中小企業の経営者保証に関する経営者及び金融機関による対応についての自主的自律的な準則として「経営者保証に関するガイドライン<sup>*3</sup>」が全国銀行協会と日本商工会議所により定められた</li><li>▶ 上記のガイドライン策定にもかかわらず、経営者保証を求めない融資は2022年度上半期時点で33.1%と未だ浸透していない<sup>*4</sup>。この結果を受け、2022年12月に上記監督方針・改革プログラムが策定され、経営者保証を求めない融資の普及が目標されている</li></ul>                                            |



出典

\*1 金融庁、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針、<https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/chusho/index.html>

\*2 経産省、経営者保証改革プログラムに関するニュースリリース、<https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221223006/20221223006.html>

\*3 全国銀行協会、経営者保証に関するガイドライン、<https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>

\*4 金融庁、「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績について、<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20221227-2.html>

# 融資 16.動産担保融資に関する法整備の動き

- ▶ 動産を担保とした融資の拡大を目指す法整備の検討が、法務大臣の諮問機関である法制審議会により行われている

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 法務大臣の諮問機関である法制審議会は2022年12月、企業などが融資を受ける際に設定する担保に関する中間試案をまとめた*1<ul style="list-style-type: none"><li>• 試案では在庫や生産設備、売掛金などを担保として法律に定める方針を示した。不動産や経営者の個人保証に偏重する融資を改め中小企業の成長機会を広げることが目指されている</li></ul></li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 背景 | <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 中小企業やスタートアップには不動産が少ない会社がある。金融機関による現在の融資慣行では資金調達の機会が限られ、事業拡大の妨げになっているとの指摘がある*2</li><li>▶ 在庫などの「動産」や債権は企業融資に使える担保として民法の位置付けがない。法制審の担保法制部会は不動産などと同等の扱いにする方向で2021年4月から議論を続けてきた</li><li>▶ こうした法整備の動きは、企業間取引の売掛金の早期資金化を金融機関がサポートするサプライチェーンファイナンス*3への影響も考えられる。運転資金の調達手段として用いられるサプライチェーンファイナンスにおいては、大企業の信用力を担保とした[大企業-中小企業・スタートアップ]間の融資が中心であり、同じサプライチェーン内でも[中小企業・スタートアップ-中小企業・スタートアップ]間の融資については、金融機関からの信用が得にくい。動産担保融資の法整備によって、より運転資金調達のニーズをもつ中小・スタートアップ企業への融資が容易になれば、サプライチェーン全体にサプライチェーンファイナンスがもたらされる契機となり、サプライチェーン全体の安定性向上に資する可能性がある</li></ul> |

## 出典

\*1 法務省、担保法制の見直しに関する中間試案、[https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001\\_00179.html](https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00179.html)

\*2 日本経済新聞、法制審議会による担保に関する中間試案、<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA060DA0W2A201C2000000/>

\*3 Fintech Journal、サプライチェーンファイナンスの概要、<https://www.sbbi.jp/article/fj/71953>

# DX・インフラ 17.日本証券取引所でカーボン・クレジット市場がオープン予定

- ▶ 2023年6月、日本証券取引所は、カーボンクレジットの取引市場を開設することを発表した。市場は 2023年10月にオープン予定

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 2023年6月、日本証券取引所は、カーボンクレジット市場オープンに向けた制度要項を発表した*1。市場は、2023年10月にオープン予定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場は、日本政府の認証するカーボンクレジットである「J-クレジット」*2を中心に取引される、コンプライアンス市場である</li> </ul> </li> </ul>                                                                             |
| 背景 | <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 2022年2月、経済産業省は、2050年カーボンニュートラル目標実現のため、「GX（グリーントランスフォーメーション）リーグ基本構想」を公表した。そこでは、自主的な排出削減目標の設定及び目標達成のための排出量取引の仕組みと共に、その排出量取引を自主的に行う場として「カーボン・クレジット市場」の創設が掲げられている</li> <li>▶ これをうけ、日本証券取引所では2022年9月、カーボンクレジット取引市場の実証実験を開始した。実証実験は翌年1月まで行われ、実証実験の結果を踏まえ、正式な市場の設立を発表した</li> </ul> |

市場における売買対象カーボンクレジットの区分表

| 第一階層                                              | 第二階層               |
|---------------------------------------------------|--------------------|
| J-クレジット*2                                         | 省エネルギー             |
|                                                   | 再生可能エネルギー（電力）      |
|                                                   | 再生可能エネルギー（熱）       |
|                                                   | 再生可能エネルギー（電力及び熱複合） |
|                                                   | 森林                 |
|                                                   | その他                |
| 国内クレジット制度*3からの移行型                                 | 国内クレジット            |
| J-VER制度*4からの移行型                                   | J-VER（未移行）森林       |
|                                                   | J-VER（未移行）その他      |
| 地域版 J-クレジット、J-VER（未移行）、地域版J-VER（未移行）、国内クレジット（未移行） | 地域版 J-クレジット        |
|                                                   | J-VER（未移行）森林       |
|                                                   | J-VER（未移行）その他      |
|                                                   | 地域版J-VER（未移行）      |
|                                                   | 国内クレジット（未移行）       |

出典

\*1 日本証券取引所、カーボンクレジット市場制度概要、<https://www.jpx.co.jp/equities/carbon-credit/market-system/index.html>

\*2 J-クレジット制度、ホームページ、<https://japancredit.go.jp/about/outline/>

\*3 国内クレジット制度、ホームページ（2014年終了）、<https://japancredit.go.jp/jcdm/outline/index.html>

\*4 環境省、J-VER制度(2013年終了)、[https://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon\\_offset/j-ver.html](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset/j-ver.html)